

令和4年度第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会会議 議事録（議事要旨）

1 日 時：令和4年6月8日（水）10時

2 場 所：ポートサイドタワー12階 第一会議室

3 出席者：（委員）

中村 礼奈、國吉 浩二、野口 泰三、山崎 さなえ

（教育委員会職員）

宮本 寿正 教育次長、鶴岡 克彦 学校教育部長、伊藤 淳 学校教育部参事

栗和田 耕 学事課長、樋口 雅也 教育指導課長、小田 將史 教育支援課長、

酒井 隆夫 保健体育課長、川名 正雄 教育センター所長、

久保木 修 養護教育センター所長、

（事務局）

峰 成治 教育支援課主任指導主事、刑部 荘 教育支援課指導主事

板垣 幸祐 教育支援課指導主事

4 議 題

（1）開会

（2）教育委員会挨拶

（3）委員紹介

（4）委員長挨拶

（5）委員会の運営について

（6）本市のいじめ防止対策等について

（7）報告

（8）その他

（9）閉会

5 議事の概要

（1）開会

小田教育支援課長の進行により開会。

（2）教育委員会挨拶

宮本教育次長から挨拶。

（3）委員紹介

いじめ等の対策及び調査委員を小田教育支援課長より紹介し、一言ずつご挨拶を頂いた。

教育委員会職員は自己紹介した。

（4）委員長挨拶

中村委員長より挨拶を頂いた。

（5）委員会の運営について

事務局から、本委員会の設置条例をもとに、本委員会の運営について説明をした。

（6）本市のいじめ防止対策等について

事務局から、「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針」等、本市のいじめ防止対策について説明をした。

(7) 報告

6 会議経過

(1) 開会

(小田教育支援課長)

事務局に確認します。本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか。

(刑部指導主事)

いいえ。

(小田教育支援課長)

本日進行を務めさせていただきます、教育支援課長の小田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、第1回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を開会いたします。お手元の資料の会次第に従って、進行の方を進めさせていただきます。2番、教育委員会挨拶、教育次長宮本よりご挨拶申し上げます。

(2) 教育委員会挨拶

(宮本教育次長)

教育次長の宮本でございます。あらためてよろしくお願いいたします。本日は、公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。今年度は、委員改選の年にあたります。6月には新たに、1人の方に委員を、1人の方に臨時委員をお願いしています。どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会は、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」の施行に基づき、平成26年度より教育委員会の附属機関として設置されています。主な所掌事務は、本市のいじめの防止等の対策を提言していただくこととともに、教育委員会の諮問を受け、いじめ等による重大事案の事実関係を調査していただくことです。さて、昨年10月に文部科学省が公表した「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、全国のいじめ認知件数が前年度から減少したものの、51万超となっています。いじめ認知件数が増えることについては、いじめを積極的に認知し、その解消に向けた取組を始めた証として、文部科学省でも肯定的に評価をしていますが、いじめの解消に向けた取組の在り方については、課題が残されています。本市としては、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであると捉え、いじめの未然防止、早期発見、早期解消を基本とし、学校全体で組織的に対応することを大切にしております。そのためにも「千葉市いじめ防止基本方針」を基に、各学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を策定しホームページで公開するとともに、いじめを認知した際には、「いじめ対応マニュアル」に基づいた適切な対応を、各学校をお願いしているところです。こうした各学校における対策を実効的に行うため、本市のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策について、委員の皆様の専門的な見地や見識を賜りたいと考えております。

結びに、委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用なものと存じますが、本市のいじめ防止等のための対策のより一層の充実に、特段のお力添えをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(小田教育支援課長)

それでは、委員となりました皆様をご紹介いたします。

(3) 委員紹介

(4) 委員長挨拶

(小田教育支援課長)

それでは、改めまして、委員となりました皆様をご紹介します。

お手元の資料2ページをご覧ください。委員については、まず中村委員長、國吉副委員長から紹介させていただき、その後、名簿の順に紹介させていただきます。私がお名前を紹介いたしましたら、お座りになられたままで結構ですので、一言ご挨拶をお願いします。初めに、中村 礼奈委員長お願いいたします。

(中村委員長)

弁護士の中村と申します。前任期に引き続きまして、委員長を務めさせていただくことになりました。いじめに関しては、いじめに対する認識であったり、学校側の捉え方であったりと多角的に検討しなければいけないところがあると思っています。また、世の中の状況を踏まえると、SNS を使いたいじめやいじめというよりも、人間性の否定、個人の尊厳を否定するようなひどい事例があることも聞いております。そのようなことが万が一起きて、傷ついているお子さんがいらっしゃるようであれば本委員会で、事実を正しく確認して再発防止に向けて提言していくことを私たちの役割としてやっていかなければいけないと思っております。微力ながら務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(小田教育支援課長)

続きまして、國吉浩二副委員長よろしくお願いします。

(國吉副委員長)

副委員長を仰せつかりました、千葉大学の國吉と申します。よろしくお願いいたします。本年度より、本委員会でお世話になります。各委員の方と協力しながら、少しでも皆さんのお力になれるよう頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

(小田教育支援課長)

佐々木剛委員におかれましては、本日欠席となります。

続きまして、野口泰三弁護士よろしくお願いします。

(野口委員)

弁護士の野口と申します。よろしくお願いします。私も前任期からの引き続きとなります。今後とも微力ながら、お手伝いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(小田教育支援課長)

最後に、山崎さなえ委員、お願いいたします。

(山崎委員)

臨床心理士をしております山崎と申します。よろしくお願いいたします。私も前任期からの引き続きとなります。本当にいじめは難しいと思います。委員の皆様方のお力をいただきながら、務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(小田教育支援課長)

なお、教育委員会事務局の職員につきましては、資料2ページの名簿を持って紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後の議事進行につきましては、中村委員長にお願いしたいと思います。よろしくお

願いたします。

(5) 委員会の運営について

(中村委員長)

それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。まず、委員会の運営について事務局より説明をお願いします。

(峰主任指導主事)

それでは、まず資料3頁、「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重点事項のみ説明いたします。第1条では、本委員会の設置目的について示しております。第2条では、本対策調査委員会が取扱う いじめ等による重大事態の定義について示しております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した事故を対象としております。第3条では、委員会の所掌事務を定めております。(1) が対策についての審議について、(2) から(4) が、調査についての審議について定めております。第4条から第6条においては、委員会の組織や会議等について定めております。対策調査委員会は、委員5人以内で組織し、任期は2年、また、第2項で、臨時委員を置くことができることを定めております。会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。第7条では、調査に関して定めております。第8条では、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。

次に、7頁をご覧ください。「資料2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」については、平成26年の6月4日第1回の本対策調査委員会にて協議していただき、修正しご承認いただいた要綱です。

9頁をご覧ください。「資料3 千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定する、いじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものです。

次に、12頁をご覧ください。「資料4 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ」をご示しております。重点事項のみ説明いたします。本委員会は中央の色を塗ったところに位置づけられております。本市の「いじめ防止等の対策」を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の重大事態の調査をし、事実関係を明確にした調査結果を報告するとともに、問題解決のための方策や再発防止策を提言します。その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」がございます。いじめ等による重大事態の再調査を行う機関ですので、左側の「重大事態等への対処」の欄に位置づけられております。右側の下にあります「いじめ問題対策連絡会」ですが、学校関係者、警察関係者、関係各課等が連携を図り、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を行う機関ですので、右側の「いじめ防止等の対策」の欄に位置づけられております。

続いて13頁には「資料5」として「千葉市情報公開条例」の抜粋、「千葉市情報公開条例施行規則」の抜粋を掲載しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

(中村委員長)

ありがとうございました。何か、意見等がありますか。

(6) 本市のいじめ防止対策等について

(中村委員長)

続きまして「千葉市いじめ防止対策等について」事務局より説明をお願いします。

(峰主任指導主事)

14頁「資料6 千葉市いじめ防止基本方針」です。これは、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえて、いじめ防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

次に、37頁をご覧ください、資料7「いじめ対応マニュアル」ですが、これは、毎年見直しを図るとともに、本年度は、各学校の研修等に活用されるよう、夏休み中に再度周知を図ったところです。続いて、56頁をご覧ください。資料8は、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」です。これをもとに、各校では、毎年年度初めに 資料9「学校いじめ防止基本方針」、資料10「学校いじめ防止指導計画」を策定し、学校ホームページにて公開しています。69頁は（資料11）、学識経験者を委員長とする「生徒指導調査研究委員会」が、生徒指導上の諸問題の解明に向け提言をおこなっている報告書のうち、令和元年度版のダイジェストになります。学校では、まず、いじめを正しく理解し、積極的に認知することを提言しています。次のページは、資料12、「いじめ対応リーフレット」です。いじめ防止対策推進法に則った対応の徹底をさらに図る必要があるとの認識より、いじめ対応のポイントをまとめ、今年8月に市内全職員に配布いたしました。72頁は、資料13「いじめ被害児童生徒報告書」です。「いじめ認知に係る児童生徒報告（月例報告）」に加え、昨年度末から、いじめをキャッチした時点で報告を上げるようにして、いじめの早期発見、早期対応が教育委員会と共有できるようにしております。73頁は、資料14「いじめの重大事態の疑いのある事案対応」です。本資料は、学校が、いじめの重大事態の疑いがあると判断した事案について、当該児童生徒や保護者、地域だけではなく、市長や教育委員会に対して必要な情報を適切に提供するための対応を示したものです。

以上が、本市のいじめ防止対策等の説明です。説明は以上です。

(中村委員長)

ありがとうございました。何か、意見等がありますか。

(山崎委員)

資料13の被害児童生徒報告書について、情報をキャッチした都度、報告を上げるようになっていくというのはわかりました。報告書に載せる場合は、どういうことをキャッチしたら記載し、最終的にいじめと判断して指導していくのか、もしくはいじめと判断しないのかについて、どんな事例があるものなのか。

(峰主任指導主事)

いじめの疑いがある場合に報告するようになっていきます。本人からいじめの訴えがあった段階で、いじめの疑いがあるとして、校内で調査委員会を立ち上げ、調査し、判断していきます。場合によっては調査中として報告する場合や相手がいなかった場合であっても、本人が嫌な思いをしたら、認知するなど学校が組織として対応します。認知後は3カ月後の解消に向けて対応していきます。

(山崎委員)

認知の仕方としては児童生徒本人からの申告であるとか、それを見ていた他の児童生徒や担当の教員からの深刻で調査し、最終的に行き違いであったとか勘違いであったとか誤解みたいなケースであっても広い範囲で報告するという事ですね。問題が深刻化して、潜在化していく前にチェックしていくという事ですね。報告の件数はどの程度ありますか。参考までに伺いたいです。

(板垣指導主事)

4月の時点で小中学校合わせて、いじめの件数は1ヵ月500件くらいかと思います。

(小田教育支援課長)

感覚的な数字で申し訳ないんですが、学校からの報告は1日5件位かと思います。ただし、今後は増える可能性があるかと思っています。

(山崎委員)

こういう報告を上げるシステム、仕組みがあるので、先生もそういう視点で子供たちを見ているということになるのですね。ありがとうございます。

(峰主任指導主事)

文部科学省の専門官による研修の中で、いじめを認知する事は子供に寄り添うことであるという講話を聞きました。学校現場の先生方は、いじめの認知についてマイナスのイメージを持っていますが、文部科学省の専門官からの研修を受けて、認知することは大切だということを学び、積極的にいじめを認知し、報告するという事で定着しています。

(小田教育支援課長)

補足をいたします。ご承知の通り、平成25年度にいじめ防止対策推進法が施行され、国は3年おきに見直しを図るということで、見直しの最初の時期に、大きく変わった部分がありました。それにより、千葉市のいじめ防止基本方針も、一度改定させていただいております。2度目の時期には、大きな改定の動きは必要ありませんでしたが、今年度、3年周期の3回目にあたりまして、国は特に重大事態への対応について、さらに深く具体的に示すべきという議論がなされているという情報が入っているところでございます。もしかしたら今年度、法も含めた国の方針等の見直しが図られた際には、改めて解釈し千葉市いじめ防止基本方針の改定等を進める場合もございます。その際は本委員会では協議事項として皆様のご意見をいただきたいと思いますので、事前にお知らせしておきます。

(中村委員長)

次に協議に移ります。調査結果公表ガイドラインの策定について(案)事務局より説明をお願いします。

(峰主任指導主事)

資料76頁、資料15をご覧ください。いじめ重大事態調査結果公表ガイドラインの策定について(案)事務局より提案させていただきます。このガイドラインは元年度、本委員会でも協議されていたところですが、今年度施行に向けて委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。3 公表の方法(1)公表資料の作成ですが、教育委員会が公表資料を作成するとあります。調査報告書を公表するための概要版を委員会が作成することになります。(5)公表する場合の要件 2行目「当該被害児童生徒・保護者が」とありますが、前回「当該被害児童生徒等」となっていた部分を変更しました。「等」とは家族だけでなく、関係者全てと捉えることができるので検討したところ「・保護

者」とさせていただきます。

また、被害者側から公表反対の意思表示があった場合は、公表資料の作成及び公表は行わないこととするとありますが、この部分についてもご意見をいただきたく思います。(6) 関係者への説明等2行目「また、加害者側にも事前に説明することとする。」を「また、加害者側にも特段の事情がある場合を除いて事前に説明することとする。」としました。必ずしも説明を望まない加害者もいることも想定して加筆しました。(7) 公表までの手順 公表を希望しない場合も記載していましたが、削除しました。

説明は以上です。ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

(中村委員長)

公表資料は教育委員会が答申書をもとに、公表に適する形として作成するということでよろしいでしょうか。

公表する場合の要件の「当該被害児童生徒・保護者」については等ではなく、より限定するということで、意思表示をする方を特定するという意味で、特段問題はなからうかと思いますがよろしいでしょうか。

被害者側から公表反対の意思表示があった場合には、公表資料の作成及び公表は行わないということに関してのご意見はいかがでしょうか。

望まないものを出す必要はないと思います。ただ、情報開示請求で見たい場合は見られるという余地は残されていますし、公表されたくないという権利も当然あるということでもよろしいでしょうか。

最後、「加害者側にも事前に説明することとする」を「加害者側にも特段の事情がある場合を除いて事前に説明することとする。」、この特段の事情がある場合を除いてというところは、加害者側にも基本的には公表すべきだということでしょうけれども、それを望まない人もいらっしゃるであろうということを考えて、特段の事情がある場合を除いて説明する。特段の事情があると判断される場合には説明はしないというような形に変えるということでもよろしいでしょうか。

(山崎委員)

特段の事情というのは、どのようなことを想定されていらっしゃいますか。

(峰主任指導主事)

もう関わりたくないという場合や、加害が複数いて、年数が経った後に加害との接点を持たない場合が考えられます。そういったことも含めて、特段の事情がある場合と想定しております。

(國吉副委員長)

原則としては行い、特段の事情ということが確認できていればよろしいのかなと思います。

(野口委員)

重大事態があったときの話で良いですか。調査の結果なかったときは何もしない、つまり公表に当たらないということでもよろしいですか。調査によっては重大事態にならないということもあるでしょうから、その時は公表しないということでもよろしいですか。あくまでも重大事態があったときに公表するという話でもよろしいでしょうか。公表の趣旨として、公表すべき理由はなんですか。誰のために何のために公表するのか。改善のためとかでしょうか。

(峰主任指導主事)

被害側の希望もあると思いますが、公表の趣旨としては再発防止があると思います。今後起きないようにするということが公表の意義があると思います。横浜市について調べたところ、個人情報特

定できないような形で公表するという事で聞いております。いくつかの他県などにおいても被害児童保護者の意向によって、公表するかどうかを決めるというふうに聞いております。

(野口委員)

前々から議論があるところかと思いますが、公共的な利益があるから、みんなでその情報を共有しようという点から、公表するという趣旨だとした時に、被害者側からすると、さらに被害を受けるのは嫌だから反対するという事はよくわかる話だと思います。横浜市の考え方も一つの筋が通った話かなと思いますが、その点はどのようにご検討されたのかを聞きたい。やはり、被害者側の拡大する被害を防止するということを優先したということで、反対の理由等は問わず、反対があれば無条件に公表しないということによろしいですか。

(峰主任指導主事)

被害者に寄り添う考え方です。

(野口委員)

加害者側にも事前に説明をして終わりということですか。加害者側に説明をすると意見があるかもしれませんが、意見があっても対応することにはなっていないのでしょうか。

(峰主任指導主事)

報告書を完成させた中で、加害・被害に事実確認をしてお互いが合意する中で提出することが大切です。報告書ができたということで最終確認になります。

(野口委員)

被害者側が意見表明をする機会があるという事は、それはそれで大事なことなんでしょうが、他方で加害者側には説明したけども、説明して終わりというところで差があるのは、何か理由はあるのでしょうか。特に反対と言う趣旨ではなくて、どういう趣旨でそこに差があるのか、教えてほしい。

(峰主任指導主事)

調査が完結した状態なので、加害者の方にも御納得していただいたということで、報告書を出しているところであります。

(野口委員)

加害者側にも何か言いたいことがあるかもしれないということで、意見を言う機会があるのかどうかについて、わからなかったのを聞いたということです。

(山崎委員)

意見の機会を与えられたからといって、それで結果が変わるわけではないと思います。被害者に説明して、意見を聞くとあるが、今さら何を聞くのかと思ってしまうところもあります。

(野口委員)

そうであるならば、意見を言う機会は両者にあってもいいのかなと思います。意見するということが、必ず意見を反映すると約束するものではなくて、場合によっては再検討の機会を付与するという趣旨なのではと思ったので、意見の機会を与えることはあっても良いと思います。それならば被害者の意見を聞いて、加害者の意見を聞かない理由は何なのかと言うことがわからなかったので質問したところです。

(峰主任指導主事)

被害者側に寄り添ったうえで、被害者側には報告書をあげる段階で、所見という形で意見をもらいます。

(野口委員)

説明をしたら、何かしらの意見はあるかと思いますが、その意見を事実上配慮してもらえれば良いかと思います。ガイドラインとして必ず盛り込んで欲しいと言う趣旨ではないですが、運用する時に意見を配慮していただければということであります。

(中村委員長)

説明を受けたいという方は、意見を言うこともあるでしょうから、その意見をお聞きするという前提で、この(6)のガイドラインはこの通りでよろしいですか。それではこの通りということですのでよろしくお願いします。協議はこれで終わりということになります。

(小田教育支援課長)

貴重なご意見等、賜りましてありがとうございました。また、円滑な進行について、中村委員長を中心にありがとうございました。協議事項につきましては以上とさせていただきたいと思います。

(9) その他に移りたいと思います。まず、私の方からご連絡させていただきたいと思います。次回定例会の2回目の会議につきましては、令和4年10月5日(水)午前10時開会の予定でございます。委員の皆様は、9時40分には、お集まりいただければと考えております。場所は、本日と同じ、千葉ポートサイドタワー12階第1会議室で行う予定です。なお、委員会開催日が近づきましたら、あらためて、ご案内申し上げます。事務局からは以上になります。

それでは、以上をもちまして、第1回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(7) 閉会